

第三期 特定健康診査等実施計画

(計画策定日 平成 30 年 2 月 16 日)

大平洋金属健康保険組合

【基本的な考え方】

1. 背景及び趣旨

我が国では高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、死亡原因では生活習慣病が約 6 割を占め、また、医療費においても国民医療費の約 3 分の 1 が生活習慣病である。生活習慣病の中でも、特に心疾患、脳血管疾患などの発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの有病者やその予備群が増加している。「特定健康診査等基本指針」にもあるように、不健康な生活習慣による生活習慣病の発症、重症化の過程で内臓脂肪症候群（以下「メタボリックシンドローム」という。）が大きく影響していることから、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少を目的とした生活習慣病対策が必要とされ、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みとして、平成 20 年度より第 1 期、平成 25 年度からは第 2 期特定健康診査・特定保健指導が実施された。今後、更なる高齢化を迎えるにあたり、これまで蓄積されたデータなどを基に、引き続き、平成 30 年度から第 3 期特定健康診査・特定保健指導を実施する。

2. 当健保組合の現状について

当健康保険組合は、大平洋金属株式会社を母体とし、非鉄金属、鋳鍛鋼、産業機械等の製造や販売等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合で、平成 29 年度の事業所数は 10 社である。当健康保険組合に加入している被保険者数は、1,672 人（H29 年 12 月末現在）、平均年齢が 42.82 歳で、男性が全体の 9 割以上を占めている。

健康診断については、事業所の大半が製造業につき、被保険者は検診車による事業所での集団健診により実施している。東京地区その他営業所については健診機関に出向き受診している。また、被扶養者数は 1,419 人（同上）で、健康保険組合連合会の集合契約を利用しており、特定健康診査利用券を毎年 4 月下旬に本人宛郵送している。さらに、被扶養配偶者の生活習慣病健診については、住民（自治体）健診を奨励し健診料を一部補助のうえ健康管理を奨励している。

3. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

（1）特定健康診査等の基本的な考え方

糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因する 경우가多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念に基づき、その該当者及び予備軍に対し、糖尿病等の生活習慣病や、これが重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減を図ることが可能となる考えを基本とする。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

(2) 事業主が行う健康診断及び保健指導との関係

健康保険組合が行う特定健康診査は、事業主がこれまで通り労働安全衛生法に基づく健診を実施する義務を有することから、引き続き、事業主、健診機関及び健康保険組合との 3 者間契約に基づき事業主健診の結果から特定健康診査の健診データを受けるものとする。費用負担についてもこれまで通り事業主が負担する。

また、健康保険組合は事業主から受領した健診データを階層化し、特定保健指導対象者について、事業主の協力を得て契約機関で特定保健指導を実施する。

(3) 特定保健指導の基本的考え方

生活指導予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して、自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。これらを実施するためには、事業主・被保険者・被扶養者の積極的な協力が不可欠であることから、継続して本施策の趣旨について十分な理解浸透を図っていく必要がある。

【個人情報の保護】

当健康保険組合は、組合が規定する「個人情報保護管理規程」など個人情報に関する諸規程を遵守する。健康保険組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータ利用者は健康保険組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

【特定健康診査等実施計画の公表・周知】

本計画は、健保だよりやホームページなどに掲載し周知する。

【その他】

1. 第二期計画期間における課題等

当健康保険組合における平成 29 年度（平成 30.1.5 現在）の特定健診受診率は、被保険者が 97.3%受診しているのに対し、被扶養者は 22.0%に留まり、全体では 73.7%となった。被扶養者に対しては年度初めに特定健診受診券及び案内文書等を送付し、健保だよりやホームページで広報を行っているが、受診率は目標に達していない。第三期も被扶養者の受診率向上にむけて更なる受診喚起を講じる必要がある。

平成 29 年度（同上）の特定保健指導実施率は 5.6%であり、目標をかなり下回っている。事業所に勤務する被保険者については健診機関にて保健指導を実施しているが、対象者（特にリピーター）の意識が低下している。任意継続被保険者や被扶養者は会場型保健指導機関を利用しており、日程や場所等が合わずに指導を利用できないといった問題点が生じた。平成 28 年度より、特定保健指導利用料は原則無料としたが、その効果が表れていないため、指導対象者の実施率向上に向けて更なる利用喚起を講じる必要がある。

以上のことから、平成 30 年度から始まる「データヘルス計画」においては被扶養者の健診データ不足が懸念されること、また、将来の病気の発症防止や医療費の適正化につなげるためにも、被扶養者の特定健診受診率向上と特定保健指導実施率向上を図る必要があり、対象者へのインセンティブを含めた新たな施策を講じたい。

2. 特定健康診査等の実施方法について

（1）特定健康診査

① 被保険者

a. 実施時期について

実施時期は通年とする。事業所ごとに年間のスケジュールに合わせて実施する。

b. 実施場所について

特定健康診査は事業所ごとに、集団健診方式では、検診車内、事業所内で実施場所を設定するほか、個別健診方式では、特定健康診査を行える健診機関での実施とする。

c. 実施項目について

「特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省令）による。

d. 業務の委託について

原則、事業主及び健康保険組合が健診機関と委託契約等を締結し、特定健康診査を実施する。

e. 受診方法について

事業主の定期健康診査受診スケジュールにより、特定健康診査を実施する。

f. 周知・案内方法について

健保だよりやホームページなどの活用により周知し、事業所内通知により実施案内を行う。

② 任意継続被保険者及び被扶養者

a. 実施時期について

実施時期は通年とする。ただし、契約健診機関の場合は「特定健康診査受診券」の有効期限内の実施とし、市区町村が行う住民（自治体）健診を受診する場合は、各々のスケジュールに沿って実施する。

b. 実施場所について

健康保険組合指定の健診機関、又は、市区町村指定の健診機関で実施する。

c. 実施項目について

「特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省令）による。

d. 業務の委託について

代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

e. 受診券の発券について

対象となる任意継続被保険者及び被扶養者に対し、「特定健康診査受診券」を当健康保険組合で一括作成のうえ、受診案内、近隣の健診機関リストなど同封の上、4月下旬に各々の自宅に郵送する。

f. 受診方法について

郵送された「特定健康診査受診券」を健診機関等窓口に提出して特定健康診査を受診する。窓口負担は無料とする。ただし、対象外の検査項目を受診した場合、その費用は個人負担とする。

g. 周知・案内方法について

健保だよりやホームページなどの活用により周知し、「特定健康診査受診券」の送付時に受診案内（受診勧奨）文書を同封する。また、未受診者については10月頃に受診促進通知を送付する。

③ 健康診査データの収集方法

a. 被保険者の場合

健診機関から事業主を通じてＣＤ－Ｒ等の電子媒体により受領する。

b. 任意継続被保険者及び被扶養者の場合

契約健診機関の場合は、契約健診機関から社会保険診療報酬支払基金を通じて電子データで受領する。その他はＣＤ－Ｒ等の電子媒体又は紙媒体により受領する。

また、被扶養者がパート・アルバイト先で特定健康診査を受診している場合には、同データと質問票を健保組合へ提出するよう協力依頼する。

c. データの保管年数

受領から１０年間とする。

（２）特定保健指導

① 被保険者

a. 実施時期について

実施時期は通年とする。対象者と日程調整のうえ実施し、実施期間は６ヶ月間とする。

b. 実施場所について

特定健診と同一の健診機関で実施する場合、健診機関又は事業所にて実施する。

それ以外の場合は、別途契約する保健指導機関指定の場所にて実施する。

c. 実施内容について

「特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省令）による。

d. 業務の委託について

原則、特定健康診査を実施する健診機関と同一の機関に業務を委託する。なお、選定にあたっては「標準的な健診・保健指導プログラム」第１編第１章１－５に基づき行う。

② 任意継続被保険者及び被扶養者

a. 実施時期について

実施時期は通年とする。対象者と日程調整のうえ実施し、実施期間は６ヶ月間とする。

b. 実施場所について

健康保険組合が委託する保健指導機関が指定する会場において実施する。

（会場型保健指導）

c. 実施内容について

「特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省令）による。

d. 業務の委託について

選定にあたっては、「標準的な健診・保健指導プログラム」第1編第1章1－5に基づき行う。

③ 利用者負担について

特定保健指導の費用は当健康保健組合が全額負担し、利用者の負担は無しとする。但し、利用申込者が特定保健指導完了に至らない場合は、それまでにかかった費用の全額を自己負担金として徴収する。なお、特定保健指導の途中で医師にかかり服薬するようになった場合など、止むを得ない理由で完了に至らないときは徴収しない。

3. 特定健康診査等実施計画の評価および見直し

平成33年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合又は必要に応じて特定健康診査等実施計画を見直すこととする。

4. 実施計画の展開

実施計画の具体的な展開にあたっては、年度ごとに健康管理推進委員会及び理事会に諮り実施していく。

第三期 特定健診・保健指導 実施計画書 基礎数値について

1.医療保険者別の目標値(全国目標、総合健保目標、単一健保目標)

保険者種別	全国	総合	単一
特定健診実施率	70%以上	85%以上	90%以上
保健指導実施率	45%以上	30%以上	55%以上

2.第二期特定健診等実施計画（H25～H29）の実績

(1) 特定健康診査

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	対象者数	1,501人	1,451人	1,389人	1,344人	1,337人
	実施者数	1,099人	1,076人	1,064人	1,038人	985人
	実施率	73.2%	74.2%	76.6%	77.2%	73.7%
被保険者	対象者数	991人	965人	940人	922人	918人
	実施者数	952人	931人	900人	894人	893人
	実施率	96.1%	96.5%	95.7%	97.0%	97.3%
被扶養者	対象者数	510人	486人	449人	422人	419人
	実施者数	147人	145人	164人	144人	92人
	実施率	28.8%	29.8%	36.5%	34.1%	22.0%

(2) 特定保健指導

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	対象者数	210人	211人	222人	204人	232人
	対象率	19.1%	19.6%	20.9%	19.7%	23.6%
	実施者数	16人	25人	16人	29人	13人
	実施率	7.6%	11.8%	7.2%	14.2%	5.6%
動機付け支援	対象者数	83人	75人	84人	78人	85人
	対象率	7.6%	7.0%	7.9%	7.5%	8.6%
	実施者数	8人	9人	6人	13人	10人
	実施率	9.6%	12.0%	7.1%	16.7%	11.8%
積極的支援	対象者数	127人	136人	138人	126人	147人
	対象率	11.6%	12.6%	13.0%	12.1%	14.9%
	実施者数	8人	16人	10人	16人	3人
	実施率	6.3%	11.8%	7.2%	12.7%	2.0%

※平成29年度については、H30.1.5現在の実績値

3.第三期特定健診等実施計画（H30～H35）

（1）特定健康診査

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
合計	対象者数	1,337人	1,300人	1,264人	1,229人	1,229人	1,229人	1,229人
	伸び率		97.2%	97.2%	97.2%	100.0%	100.0%	100.0%
	受診者数	985人	995人	1,015人	1,032人	1,055人	1,080人	1,106人
	受診率	73.7%	76.5%	80.3%	84.0%	85.8%	87.9%	90.0%
被保険者	対象者数	918人	901人	884人	867人	867人	867人	867人
	伸び率		98.1%	98.1%	98.1%	100.0%	100.0%	100.0%
	受診者数	893人	883人	866人	850人	850人	850人	850人
	受診率	97.3%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
被扶養者	対象者数	419人	399人	380人	362人	362人	362人	362人
	伸び率		95.23%	95.24%	95.26%	100.00%	100.00%	100.00%
	受診者数	92人	112人	149人	182人	205人	230人	256人
	受診率	22.0%	28.1%	39.2%	50.3%	56.6%	63.5%	70.7%

※平成29年度については、H30.1.5現在の実績値。

※対象者数は平成32年度まで第二期の伸び率平均値（被保険者98.1%、被扶養者95.2%）を基に算出した。その後は平成32年度と同数とした。

（2）特定保健指導

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
合計	対象者数	232人	202人	201人	201人	199人	198人	196人
	対象率	23.6%	20.3%	19.8%	19.5%	18.9%	18.3%	17.7%
	実施者数	13人	34人	49人	65人	79人	94人	108人
	実施率	5.6%	16.8%	24.4%	32.3%	39.7%	47.5%	55.1%
動機付け支援	対象者数	85人	76人	75人	75人	74人	73人	72人
	対象率	8.6%	7.6%	7.4%	7.3%	7.0%	6.8%	6.5%
	実施者数	10人	13人	18人	24人	29人	35人	40人
	実施率	11.8%	17.1%	24.0%	32.0%	39.2%	47.9%	55.6%
積極的支援	対象者数	147人	126人	126人	126人	125人	125人	124人
	対象率	14.9%	12.7%	12.4%	12.2%	11.8%	11.6%	11.2%
	実施者数	3人	21人	31人	41人	50人	59人	68人
	実施率	2.0%	16.7%	24.6%	32.5%	40.0%	47.2%	54.8%

※平成29年度については、H30.1.5現在の実績値

※対象者数は第二期の伸び率平均値（動機づけ7.7%、積極的12.9%）を基にそれぞれ毎年0.1ポイントずつ減少することを見込む。

※実施者数は第二期の平均値9.3%を基にH35年度に55%になるよう毎年増加することを見込む。